

3.健康で安心して暮らせるまちづくり

低所得者
福祉

Welfare for low income households

■現況及び課題

生活保護は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護をすることにより、健康で文化的な生活を維持できる最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

近年の長期的な経済状況から、保護に関する相談・申請件数ともに増加傾向にあります。また、被保護者の高齢化にともない、保護期間も長期化の傾向にあります。

被保護者の大部分は、高齢者、傷病者、障害のある人、母子（父子）世帯などの社会的弱者であり、いずれも就労の能力と機会に乏しく、社会経済環境に対し適応力の弱い世帯となっています。

これまで、地域の民生委員やケースワーカーを中心に、関係機関と連携しながら要保護者の早期発見、被保護世帯への適正な経済援助、生活指導、就労指導等の

実施に努めてきました。

今後は、自立更生に向けた積極的な支援体制を確立していくとともに、生活状態に即した的確な指導、援助を行うことが必要になります。また、被保護者の高齢化にともない、介護等が必要になった場合、関係機関との連携に努め、社会的に安定した生活が営まれるよう、適切な対応をしていく必要があります。

低所得者層については、社会福祉協議会が窓口となり、生活福祉資金や小額資金の貸し付けを実施していますが、今後は、さらに制度の拡充に努める必要があります。

低所得者福祉

[施策の体系]

1. 保護措置

2. 自立更生支援

基本方針

社会的弱者の生活安定を図るため、関係機関との連携を深めるとともに、自立更生に向けた、生活指導、生活相談や支援を実施することにより、低所得者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

施策

1 保護措置

関係機関との連携を深め、相談指導体制を充実し、被保護世帯の生活実態を的確に把握することにより、それぞれの世帯にあった経済的援助を行い、被保護世帯の生活の安定と福祉の向上に努めます。

2 自立更生支援

被保護者の生活指導や就労機会の契機づくりのため、*ケースワーカーの資質の向上に努めるとともに、各地区の民生委員との連携を図り、被保護者の自立更生に向け、積極的な支援に努めます。

用語解説

ケースワーカー...社会生活上の困難や問題をかかえ、専門的なサービスを必要としている人に対して、社会福祉の立場から、その個別事情に即して、具体的援助を与える専門家。

●掲載資料

生活保護世帯等の推移

年度	保護率	世帯	人員
平成9年度	3.45 ‰	197	288
平成10年度	3.15 ‰	191	262
平成11年度	3.03 ‰	193	252
平成12年度	3.15 ‰	202	261
平成13年度	3.04 ‰	200	252

資料：福祉課

備考：各年4月1日現在、‰（パーミリ）...人口1,000人当りの被保護者数